

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2010-10

ハイライト:

特許庁、韓-WIPO間の国際出願文書の電子的交換拡大実施	2
DAEWOO ELECTRONICS、LG電子とのドラム洗濯機の特許訴訟で勝訴	3
マグネシウム素材関連の出願急増	4
先端技術付きビデの特許出願急増	4
夢の新素材「グラフェン」の大量生産技術が開発	5
グリーンエネルギー技術指数(GETI)	6



特許制度

特許庁、産業知識財産権の 審査手続きの案内サービスを施行

特許庁は、複雑な産業知識財産権に対する審査手続きを出願人が理解できるように、10月1日から審査手続き案内サービスを施行した。

このサービスは、特許、実用新案、商標、デザインの出願から登録までの手続きを簡略にまとめて出願人に案内する形で提供される。書面で提出した出願人は、案内書を出願番号通知書とともに受け取ることができ、オンラインで提出した出願人は、電子メールにて受け取ることができる。

また、自らの産業財産権の出願がどの審査官に割り当てられ、審査は何番目かが、特許庁ホームページを通じて分かる。

特許庁、 中企の知財権紛争支援手続きを簡素化

特許庁は、中小企業が知的財産権紛争に効果的に対応できるように、関連書類及び手続きを大幅に減らすこととしたと明らかにした。

これによって、海外市場に進出している中小企業が、特許庁の「知財権紛争対応支援事業」に申込みれば、書類審査から契約の締結まで10週間内外かかっていたものが5週間以内で処理されるようになる。

「知財権の訴訟保険制度」もやはり、これまで8週間程度かかっていたものを、書式の標準化、保険料のモデル提示などを通じ、3～4週間内外に短縮する計画である。

また、中小企業が「国際特許紛争の予防コンサルティング」などの各種コンサルティング事業(6事業)に参加する際に提出すべき書類のうち、法人印鑑及び使用印鑑届、申請機関の専門組織現況、遂行事業関連の業務規定など35の書類は廃止されることになる。

特許庁のウ・ジョンギョン産業財産政策局長は、「このような支援手続き及び書類の簡素化は、現在行っている事業から直ちに適用する予定である」とし、「今後も、中小企業の要求を特許行政手続に積極的に反映していく計画である」と述べた。

特許庁、韓-WIPO間の 国際出願文書の電子的交換拡大実施

イ・スウォン特許庁長は、スイス・ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)でフランシス・ガリ(Francis Gurry)WIPO事務局長と会談を行い、韓国とWIPO間のマドリッド国際商標文書の電子的交換に対する了解覚書に署名した。

マドリッド国際商標出願制度は、海外へ商標を出願して登録を受ける手続きを簡素化するために、世界知的所有権機関で制定した「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)」により運営されているものであって、国外で商標権の保護を受けようとする時に一度に多数国を指定して商標出願できる制度である。出願人が自国の特許庁に商標を出願すると、WIPO国際事務局を通じ、登録を受けようとする国家それぞれ出願した効果が得られる。

今回の業務協約は、マドリッド国際商標の出願時、韓国特許庁からWIPO国際事務局へ送る各種文書を電子送付するという内容を主要内容としている。

今年5月に両機関間の高官会議で暫定的に合意した以後、計3,581件の文書が電子送付されたが、今回の了解覚書の締結で公式根拠が設けられたことによって、その数は益々拡大することが予想される。

特許庁は、既に2004年9月から世界で初めてWIPOと国際特許出願文書を電子的に交換し始め、2005年には国際特許出願手続きシステム(PCT-ROAD)をWIPOと共同で開発し、世界各国の特許庁に普及させることによって、国際特許文書の電子処理時代を開いた。

これまでのこのような業務協力に続き、今回国際商標文書の電子的交換に関する業務協約が締結されたことにより、韓-WIPO間の文書は、殆どが電子交換されるようになり、これによって、費用及び処理期間が大きく減少するだけでなく、今後、両機関間の業務協力の範囲もさらに広がることが予想される。



大法院判例

▶選択発明の進歩性判断における効果の記載の程度

事件：特許法院2010. 8. 12. 宣告2009HE08973判決、拒絶決定(特)

判示事項：先行または公知の発明に構成要件が上位概念として記載されており、上記上位概念に含まれる下位概念のみを構成要件のうちの全部または一部とする所謂選択発明は、第一に、先行発明が選択発明を構成する下位概念を具体的に開示していないため、新規性が認められ、第二に、選択発明に含まれる下位概念全てが、先行発明が有する効果と質的に異なる効果を有しているか、質的な差がなくとも、量的に顕著な差があり、進歩性が認められる場合に特許を受けることができるが、このような選択発明の進歩性の判断時に考慮の対象となる効果は、選択発明の詳細な説明に質的な差を確認することができる具体的な内容や量的に顕著な差があるということが確認できる定量的記載を通じ、通常の技術者が選択発明としての効果を理解できる程度に明確に記載されている効果でなければならないとした事例。

判決要旨：1) 比較対象発明が選択発明である本事件第26項発明を具体的に開示しているかどうか

比較対象発明は、具体的な実施例としてC-1乃至C-15を開示しているが、本事件第26項発明の構造式Ⅲの化合物と母核構造が同一であり、2つのベンゼン核に対する全ての置換基が同一であるため、化学構造が本事件第26項発明と最も近い化合物である化合物C-8さえも、本事件第26項発明の構造式Ⅲの化合物の-O-架橋の代わりに、-S-架橋を含んでいるという点で差がある。従って、選択発明である本事件第26項発明の構造式Ⅲの化合物は、比較対象発明に具体的に開示されていないので、新規性がある。

2) 本事件第26項発明に含まれる下位概念の化合物全てが、比較対象発明が有する効果と質的に異なったり、量的に顕著な差があるかどうか

イ) 本事件第26項発明の化合物のSARMとしての効果が、比較対象発明に比べ質的に異なる効果を示すかどうか

非ステロイド性アンドロゲン受容体効能剤化合物のSARMとしての効果は、比較対象発明に明示的に記載されていなくても、通常の技術者が当然予想できる効果であるだけでなく、本事件第26項発明と比較対象発明ともにSARMとしての効果がアンドロゲン受容体効能剤化合物の筋肉減少症、骨粗鬆症、赤血球生成などに対する治療効果に伴う男性生殖器官に対する副作用を減らす役割を行うものであって、新規な効果を示すものでもないため、本事件第26項発明の化合物は、比

較対象発明に比べ質的に異なる効果を示すといえない。

ロ) 本事件第26項発明の化合物のSARMとしての効果が、比較対象発明に比べ量的に顕著な差があるかどうか

本事件出願発明の実施例2の記載は、比較対象発明との対比実験結果でないため、上記記載だけでは、本事件第26項発明の化合物のSARMとしての効果が、比較対象発明に比べ量的に顕著な差があるかどうか分からない。

乙第7号証は、2つの化合物のアンドロゲン活性に対する実験結果が記載されていないので、上記実験結果のみでは、二つの化合物のSARMとしての効果、即ち化合物の組織選択性により示されるアンドロゲン活性に対する同化活性の相対的比率において、どの化合物が優れたものであるかを対比することができない。

ハ) このように、本事件第26項発明は、比較対象発明に対する選択発明であって、比較対象発明に下位概念の化合物として具体的に開示されていないので、新規性は認められるが、本事件第26項発明に含まれる下位概念の化合物全てが、比較対象発明が有する効果と質的に異なる効果を有しているか、量的に顕著な差があるといえないので、比較対象発明に比べ進歩性がない。

二) 従って、本事件第26項発明は進歩性がなく、その特許出願が拒絶されなければならないが、特許出願において特許請求範囲が二つ以上の請求項である場合に、どれか一つの請求項でも拒絶理由がある場合には、その特許出願全てが拒絶されなければならないため、本事件第26項発明以外の残りの請求項の発明に関して、さらに見る必要もなく、本事件出願発明は特許を受けることができないといえるので、本事件の拒絶決定は適法であるとした事例。

紛争

DAEWOO ELECTRONICS、LG電子とのドラム洗濯機の特許訴訟で勝訴

ドラム洗濯機の構造問題を対象として、DAEWOO ELECTRONICS が LG電子との特許訴訟で勝訴した。

特許法院第1部は10月1日、DAEWOO ELECTRONICSがLG電子を相手に提起した特許訴訟の破棄差し戻し審で「2007年9月28日と10月1日付特許審判院の審決を取り消す」として原告勝訴の判決を下した。

9月29日にソウル高等法院がLG電子勝利の1審判決を取り消

し、DAEWOO ELECTRONICSのドラム洗濯機の製造・販売を差し止める特許侵害差し止め及び損害賠償訴訟を全て棄却したことに続き、特許法院もDAEWOO ELECTRONICSに軍配を上げた。

DAEWOO ELECTRONICSとLG電子の紛争は、特許侵害に関する本案訴訟と、ここから派生した損害賠償訴訟等に分けられて行われた。

関連訴訟は、2006年12月にLG電子がDAEWOO ELECTRONICSを相手に「ドラム洗濯機の駆動部の構造に関する特許が侵害されている」とし、製造・販売差し止めの仮処分を申し立てながら始まった。

これに対し、DAEWOO ELECTRONICSも該当特許に対する無効審判等を特許審判院に提起することによって、特許侵害訴訟は特許法院で、損害賠償訴訟はソウル中央地方法院でそれぞれ行われた。

以降、特許訴訟と損害賠償訴訟はLG電子の勝利という結論が出て、DAEWOO ELECTRONICSは直ちに二つの訴訟に対してそれぞれ上告及び抗告した。これに対して大法院は、今年4月に「LG電子の特許は進歩性がなく、無効である」という趣旨の判断を下しながら、特許法院へ事件を破棄差し戻した。

結局、同日に特許法院もDAEWOO ELECTRONICSに軍配を上げながら、2006年から5年間続けられてきたDAEWOO ELECTRONICSとLG電子間の洗濯機の特許戦争は、DAEWOO ELECTRONICSの事実上の勝利で一段落ついた。

Softsecurity、Techusとの特許紛争で勝訴

SoftsecurityとSoftforumが共同で特許審判院にて1年余り行ってきたTechusとのキーボード特許侵害訴訟で勝訴した。

今回の判決は、Techusと上級法院である特許法院で訴訟を行っているINCA Internet・KINGS情報通信などのセキュリティメーカーの裁判にも影響を与えることが予想される。

Softsecurity(代表：ハン・ヒョンソン)は10月1日、昨年6月に「activeX基盤のキーボードハッキング防止方法および装置」の特許を侵害したとしてTechusが提起した特許権侵害差し止め請求訴訟で、特許審判院が特許無効判決を下したと明らかにした。

Techusは、2004年からキーボードセキュリティの特許でINCA Internet・KINGS情報通信・Softcampなどのセキュリティメーカーを相手に相次いで訴訟を提起、特許審判院から勝訴判決を受けており、現在特許法院で訴訟中である。

特許審判側は、「キーボードのセキュリティ技術は、自由実施技術に該当するため、特定企業の権利範囲に属さない」とし、「Techusのキーボードセキュリティ特許は進歩性が認められないので、無効である」と判決した。

セキュリティ業界は、Softsecurityの勝訴判決をきっかけに、キーボードのセキュリティ業界全体を苦しめてきた特許訴訟の問題が解決され、実質的な製品開発のための基盤が設けられたという点に、大きな意味をおいている。

Softsecurityのハン・ヒョンソン社長は、「Techusは実質的な技術開発もせずに特許権利のみで特許侵害というイシューを提起し、イメージ下落・業務妨害等の被害を与えた」とし、「技術を保護・育成するための特許権利を、金儲けにしてはならない」と述べた。

出願動向

マグネシウム素材関連の出願急増

最近の世界の自動車業界最高の課題は「エコグリーン自動車」である。車重の約70%を占める鉄の代わりに、燃費向上と二酸化炭素の排出を減らすことができるマグネシウムが代替素材として脚光を浴びている。

マグネシウムは、重さは鉄の4分の1であるが、強度は6倍となり、リサイクルも非常に容易である代表的なエコ素材である。自動車の場合、高級車種を中心にハンドル、シート、ダッシュボードなどでマグネシウム素材が採用されているが、世界各国が燃費規制を強化していることによって、これからその使用の爆発的増加が予想される。

特許庁によると、マグネシウム素材の技術は、10年間で663件が特許出願され、毎年増加傾向にある。

技術分類別に見ると、合金に関する技術が約24%と多数を占めており、次に、板材及び加工(19%)、素材の表面処理(6%)、粉末(5%)に関する技術となる。その他の技術(46%)としては、各種IT製品のケース、マグネシウムの抽出、リサイクル、マグネシウムを用いた生体材料に関する技術があり、最近では、メガネフレーム、インプラント、キッチンツールなどにその使用分野を広げている。

年度別に見ると、2000年初めの頃は、主にマグネシウム合金に関する出願が多く、素材自体の開発が行われていたことが分かるが、最近では、軽量化素材として車両などに使用されるのに伴って、板材及び加工に関する出願が増えている。

一方、韓国内では、ポスコ(株)がマグネシウム素材の一貫生

産体制を構築するために投資を増やしている。完製品である板材の生産設備が既に全羅南道順天市で稼働しており、現在殆どを輸入に依存しているマグネシウムインゴットを自社生産するためのマグネシウム製錬工場を江原道に設立する予定である。それ以外にも、各種IT製品のケース、自動車部品、表面処理、リサイクルのための関連メーカーが、韓国市場と海外市場を対象に競争している。

特許庁の関係者は、「最近政府は、世界市場を先行獲得すべき10大中核素材の事業(WPM)として『輸送機器用超軽量マグネシウム素材』を含む10のコンソーシアムを選定し、WPM事業には、2018年まで1兆ウォン規模の政府の研究開発資金が投入される予定にあり、将来の自動車産業及びエコ部品素材産業の主導権を確保するためにも、マグネシウム素材に対する弛まぬ研究開発と投資が必要であると思われる」と述べている。

先端技術付きビデの特許出願急増

モーツァルトの音楽の中で、フィトンチッドの香りを嗅ぎながら、人間の生理現象を解決するのは勿論、健康管理と疲労に悩む肉体及び精神を再充電できる多機能電子機器…。

これは進化するビデの姿である。

特許庁が提示したビデに関する特許出願統計によると、1990年から1999年までは192件が出願されたが、2000年以降は年平均100件余りを記録している。

このような出願の変動は、1990年代までビデが一部の特定階層でのみ使用される奢侈品の一種として認識されていたが、2000年代以降、健康を守るための生活必需品として普遍化したためである。

2000年以降のビデ関連技術の出願動向を機能別に分類すると、計998件のうち、ノズルや温水タンク、流路切換弁のような一般的な機器の細部的構成や制御装置に関する出願が587件(59%)と最も多く占めており、次に、洗浄機能を高級化する殺菌、浄水に関する出願が296件(30%)、体成分や尿分析、蒸熏などの健康管理機能に関する出願が101件(10%)、マルチメディア機能が付加された出願が14件(1%)を占めている。

一方、ビデは、水道管の水圧を用いて水を直接噴射させる機械式ビデと、電気を用いて温水を生成し、多様なセンサを用いて作動する電子式ビデとに分けられるが、最近では主に電子式ビデが出願されている(2000年以降の機械式ビデの出願率3.2%、出願件数32件)。

最近ではビデの機能が人工知能的に発展し、合間の時間にインターネットや移動式ディスクなどを通じ、音楽聴取や映像

を閲覧できる多様な機能が付加されている。

その中で、電子式ビデの代表的な先端事例を見ると、次のとおりである。

▲制御装置に関する機能

-指紋認識や重量感知等の生体情報測定装置により、便座や洗浄水の温度、水の流れの強度、ノズルの噴射長さなどを個人の特性に合わせて自動設定

-季節に応じた周囲環境の変化に合わせて、洗浄水の加熱動作を季節別、時間別に差等制御し、最適の洗浄水を使用者に提供

▲殺菌、浄水に関する機能

-単純な水洗浄から離れ、スチームやオゾン水でノズルや便座を自動殺菌

-銀が溶解された洗浄水を生成したり、イオン水機でイオン水を生成し、洗浄水と洗浄部位を殺菌

▲健康管理機能

-体成分、尿、脈拍、血圧の分析と、これを医療機関に有無線で連結し、健康状態を管理

-ビデの使用時間や血液有無の感知で、女性の生理周期と排卵日を判断し、機能性洗浄液や遠赤外線、韓方薫蒸で疾病予防

▲マルチメディア機能

-インターネットと連動して資料をダウンロードし、音楽や情報を鑑賞

-有無線でホームネットワークが連結され、出入者を統制して通話できるインターフォンシステムの構築

これに関して、特許庁の関係者は、今後のビデは、殺菌・浄水の機能は勿論、健康管理やマルチメディア機能が実用化されることが予想され、このような21世紀の先端技術が結び付けられた多様なビデの発明は、トイレを単純に排泄物を処理する空間から心身を洗浄するとともに、自己省察やアイデアが創出できる快適で美しい空間に変えるであろうと述べている。

電子・半導体

夢の新素材 「グラフェン」の大量生産技術が開発

次世代のナノ素材であるグラフェンを常温で大量生産する

技術が韓国の研究陣により初めて開発された。これを通じ、現在一部の米国企業のみ生産している高品質のグラフェンを韓国でも量産できる可能性が開けた。

成均館大学校化学科のイ・ヒョヨン教授が主導した今回の研究は、教育科学技術部のリーダー研究者支援事業の支援を受けて行われ、研究の結果は、9月22日付のNature communicationsにオンライン速報として掲載された。

グラフェンは、六角形の炭素化合物であって、シリコンに比べ100倍以上電子を早く移動させ、ダイヤモンドよりも2倍以上固いだけでなく、曲げたりねじったりしても、割れたり壊れたりしないため、次世代電子素材として活発に研究されている。これを利用すると、セロファン紙のように薄い厚さのコンピュータモニターや、時計のようにつけられる携帯電話などを作ることができる。

イ・ヒョヨン教授チームは、ヨウ素酸を還元剤として利用し、常温で不純物がない高品質のグラフェンを大量生産できる可能性を確認した。特にこの方法は、シリコンなど固い材質の基板だけでなく、曲がるプラスチック基板にも活用できることが特徴である。

現在までのグラフェンの生産方法は、大きくセロファンテープ方法、化学蒸着法(CVD)、シリコンカーバイド絶縁体を用いたエピタキシャル方法、還元剤を通じた化学的方法の4つがある。そのうち大量生産が可能なものは還元剤を利用する方法であるが、他の方法に比べ不純物が残るなど、品質が落ちるというデメリットがあった。

イ教授チームは、常温(40℃)でグラフェンオキシドを変化させて、不純物がほとんどない品質のよいグラフェンを合成した。研究チームは、現在韓国特許出願を完了し、米国・ヨーロッパ・中国・日本などの国外特許出願を行っており、技術移転も推進している。

イ教授は、「グラフェンは、シリコンではこれ以上進捗のなかった半導体情報処理の速度を画期的に高めるだけでなく、超高速半導体や高性能の太陽電池など多様な分野で大きな役割を行うことが期待される」とし、「今回の研究を通じ、韓国が次世代の電子材料産業の強国として発展できる基盤を設けた」と研究の意義を述べている。

LG電子、米国で特許権侵害訴訟勝訴

LG電子が、米国の家電メーカーであるビジオを相手に米国国際貿易委員会(ITC)に提起した特許侵害訴訟で勝訴した。

ブルームバーグ通信によると、米国ITCの E. James Gildea 判事は、ビジオがLG電子のTV関連の特許権1件を侵害していると判決した。

これに先だってLG電子は、ビジオがディスプレイ、リモコン信号受信、オン・スクリーンデータプログラムなどに関する自社特許4件を侵害したと主張した。しかしITCは、他の3件の特許権に対しては侵害の事実がないと判決した。

また、ブルームバーグ通信は、海外生産されるビジオ製品の米国輸入を規制するためには、今回の判決がITCの6人委員会の審議を経なければならないと伝えている。

LG電子は、今回の件と別に、ビジオとビジオの製品を生産する台湾のAmtran Technologyをまた別の特許権侵害の疑いでITCに提訴した。

2007年の二四半期に北米のLCD TV市場で1位(60万台)を記録したビジオは、最近LG電子、サムスン電子と競争してきた。また、船井電機が提起した特許権侵害訴訟でも負けるなど、特許紛争で相次いで苦杯をなめている。

化学・金属・生命工学

グリーンエネルギー技術指数(GETI)

韓国のグリーンエネルギーの技術競争力における上り調子は、GETIの企業別の評価でもはっきりと示されている。世界のグリーンエネルギー技術を先導する企業群といえるGETIグローバル企業のTop30に含まれた韓国企業の数2社から4社に増加し、グローバル平均以上の技術競争力を保有していると評価される韓国企業もやはり2桁に増えた。

今回のグリーンエネルギー技術指数(GETI)2010の評価で、グローバル企業のTop30にサムスンSDI、サムスン電機、サムスン電子、LG化学など韓国の4社が含まれている。GETI 2009では、サムスンSDIとサムスン電機の2社に留まったが、1年で2倍に増えた。新規進入だけでなく、既存企業のグローバル順位もやはり急激に上昇しており、今後の期待値をさらに高めている。

◇サムスンSDI、GMを抜いて世界3位に浮上＝GETI 2009の評価でグローバル4位と評価されていたサムスンSDIは、GMを抜いて世界3位に躍り出て、18位と評価されていたサムスン電機もやはり、キャノン、シャープなどを抜いて12位になった。49位と評価されていたサムスン電子と、77位と評価されていたLG化学は、それぞれ19位と23位に上昇し、グローバル企業のTop30に入った。このうちサムスンSDIは、特許の数が前年に対して47%(184→270)、優れた等級の特許が39%(72→100)と増加するなど、グローバル1、2位の企業であるホンダ自動車とパナソニックを圧迫している。特に、優秀特許の部

門では、既にグローバル2位のパナソニック(93)を抜いており、世界1位に躍り出ることも遠くない。

◇LG化学の急激な上り調子＝サムスン電機もやはり、特許の数と優秀特許の数がそれぞれ39%(101→140)、52%(21→32)と増加し、10位圏を目の前にしている。グローバル企業のTop30に新たに入ったサムスン電子は、特許の数が26から73と180%増加し、優秀特許もやはり6から23と4倍ほど増加するなど、急激な増加傾向を見せている。

韓国企業のうち最も急激な上り調子を見せている企業はLG化学である。LG化学は、特許の数が14から70と4倍、優秀特許が3から19と5倍以上増加する成果を見せて、グリーンエネルギー技術を先導するダークホースとして浮上している。

◇グローバル平均を上回る11の韓国企業＝グローバル平均を意味するGETIポイント「1.0」以上と評価された韓国企業は計11社である。グローバル企業のTop30に含まれた企業とLG電子、LGディスプレイ、現代自動車、KIST、ETRI、LGイノテック、Epivalleyなどが世界平均以上の技術競争力を確保した企業として評価された。

GETIポイント1.0以上の企業が昨年は8社であったが、1年間で3社も追加された。これは、韓国のグリーンエネルギー関連の企業の底辺が拡大しているためであると解釈される。LGディスプレイ、LGイノテック、Epivalleyが新たに追加され、このうちLGディスプレイが最も急速に成長している。

特許庁、パン等の製造食品もデザイン権利化が必要

我々が周辺でよく見かける製造食品の形を思わずコピーして製造・販売し、他人のデザイン権侵害を理由に訴訟などの紛争に巻き込まれることが度々起こっている。

特許庁によると、2000年以降、すし、のり、餅、ピザ、パン、チョコレートなどの多様な製造食品のデザインが1,770件出願されたことが分かった。

最近では、70～80年代の韓国の製パン業界を育てた人物の実話を元にした韓国ドラマの影響で、「パン」に対する韓国国民の関心が高くなり、これをテーマにした「パン」のデザインも登録されている。

今後は、TVドラマ、インターネット等で 이슈となる製造食品に対するデザインの開発が活発になり、これをデザイン権として確保しようとする場合が多くなることが予想される。

新たに開発したデザインは、先に出願した者のみが登録を受けることができるので、開発者は優先して出願しなければならない。

特に、デザイン権に対する権利のない者が製造食品を製造・販売しようとする場合には、事前に他人のデザイン権の侵害可否を確認する必要がある。

特許庁の関係者は、「流行色の強い製造食品のデザイン出願に対して、早急に権利を付与するために、2008年から一部の審査のみで登録が可能である」とし、「今年からは出願後3ヶ月以内に審査が完了となるようにしている」と述べている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr